

至誠ホームミンナ
 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
 [重要事項説明書]

1. 当認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

電話 042-300-3700 (午前9時00分～午後5時30分)
 担当 至誠ホームミンナ マネジメント
 ※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 当認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 当グループホームの内容等

- 介護保険事業所番号 第1393100076号
- 事業者名 至誠ホーム ミンナ 高齢者グループホーム
- 所在地 東京都国分寺市並木町3丁目12番2号

(2) 職員体制 (令和6年4月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	業務内容
園長	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	1名 (兼務)		施設の管理運営
管理者	介護支援専門員	1名 (兼務)		管理運営
計画作成 担当者	介護支援専門員	2名 (兼務)		サービス計画 作成
介護職員等	介護福祉士などの 有資格者	2名以上	8名 以上	介護

(3) 設備の概要

- ① 建物構造・面積
 - ・鉄骨コンクリート3階建て、3階部分
 - ・全体敷地面積 3,067.21㎡
 - ・建築面積 1,134.28㎡
 - ・延べ床面積 2,577.43㎡
 - ・グループホーム専有面積 489.70㎡
- ② 居室の数と面積 グループホーム約8.91～9.95㎡ 18室
- ③ トイレの数 6箇所
- ④ 浴室の数と種類 2箇所 障害対応ユニットバス
- ⑤ 食堂・居間・台所 2箇所 37.26㎡

- ⑥ 電話の数と種類 全体の電話のほかPHSを担当が保持しています。緊急時には、部屋にコールがあり、夜間は夜勤者に連絡します。
- ⑦ 防災設備 各室にスプリンクラーが設置されており、さらに消防署への自動通報装置が設置されています。

3. サービスの内容

別紙のとおり

4 利用料金

- (1) 基本分（介護報酬分）※負担割合は所得に応じて1割～3割となります。

状態区分	1日あたりの自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	800円	1,600円	2,400円
要介護1	805円	1,609円	2,413円
要介護2	842円	1,684円	2,525円
要介護3	868円	1,735円	2,602円
要介護4	885円	1,769円	2,653円
要介護5	903円	1,805円	2,708円
加算	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (月の総単位数×0.178×10.68×負担割合分)		
	初期加算 (入居日から30日間。また入居後に30日以上入院を経て再入居した日から30日間、1日30単位×10.68×負担割合分)		
	科学的介護推進体制加算 (月40単位×10.68×負担割合分)		
	協力医療機関連携加算入居者の急変時に相談・診察・入院体制のる協力医療機関を持つ事業所 月100単位×10.68×負担割合分		

- (2) 食事の提供にかかる費用 1日 1,580円
- (3) 家賃（減価償却を含む）（日額） 2,800円
- (4) おむつ代 1組 100円（目安）
※実費をご負担いただきます。
- (5) 施設整備費（定期清掃・保守等） 1月 9,000円
- (6) 光熱水費（共用分・居室分） 1日 300円
- (7) 感染症予防対策費 1日 20円
利用者の日常的な感染症予防対策などのために必要な物品として、マスク、プラスチックグローブ、除菌剤、消毒用アルコール、うがい溶液、紙コップ、予防着エプロンセット、加湿用具（加湿器を除く）、ペーパータオルなどの費用です。
- (8) 預り金管理費 1日 30円
利用者の希望などにより、預り金管理要綱のもとで行う利用者からの預り金の出納管理に係る費用です。
- (9) 持ち込み電化製品 1点につき 50円（月額）

(10) その他の料金

- ・レクリエーション、クラブ活動のための諸費用・交通費等は実費相当額を負担していただきます。
また、入院・外泊等の場合の食費は、一部減額となります。途中入居の場合は日割りとなります。
- ・入院・外泊時にも家賃はご負担いただきます。
- ・入居時には保証金として30万円を預かり、利用料の滞納時、退居後の原状回復費用等にあてます。

5. 入退居の手続き

- ・施設に直接申し込みをしていただきます。(直接契約)
- ・利用申し込みは「利用申込書」に必要事項を記入し、申し込んでいただきます。
- ・申し込み後、ご本人との面談、利用調整委員会での調整の上決定いたします。利用が内定した後、健康診断書、ご本人の前年収入が証明できる書類が必要となります。

6. 当グループホームの特徴等

(1) 運営方針

- ① 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の従事者は、要介護者・要支援2であって認知症の状態の方を共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 共同生活介護の考え方と提供方法

- ① 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で、介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助をおこないます。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的環境のなかで生活を送れることにより達成感や満足感を得て、自信を回復するよう配慮します。
- ② 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少および認知症の進行を緩和するよう努めます。
- ③ サービスの提供については、親切丁寧を旨とし、利用者および家族に対しサービスの提供方法を説明します。また、利用者または他の利用者等の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束はおこないません。
- ④ ホームはサービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
 - ・ホームはサービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
 - ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者およびご家族などに、提供ケアに関する説明書をもって説明し、同意を得ます。

(3) 選択のための情報提供

- ・第三者評価の受審およびサービス評価の実施
受審結果をホームページや施設内ファイル等にて公表
- ・サービスの質の改善のための努力

OJT、QC手法等による研究、改善を目指します。

- ・ 職員研修
従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備します。
採用時研修—採用後1ヶ月以内
継続研修—年数回
- ・ 秘密の保持・個人情報の保護
従事者は業務上知りえた利用者または其の家族の秘密を保持します。また、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に入れ、徹底します。
- ・ 標準マニュアル作成
- ・ 家族等の面会制限はありません。
- ・ 身体拘束の条件
(2)③の通り、原則的には身体的拘束はおこないません。

(提供するサービスの第三者評価の実施状況)

サービスの第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日	
		評価機関名称		
	2 なし	結果の表示	1 あり	2 なし
		*		

*インターネットの「東京都福祉ナビゲーション」で評価結果が見られます。

7. ホーム利用の留意事項

- 面会 午後8時以降はお休みになられる方も多いため、急用以外は、ご遠慮ください。
- 外出・外泊 お出掛けになる時は職員への連絡をお願いいたします。
外出・外泊先で予定の変更等は連絡をいただきます。
- 金銭管理 原則としてご本人やご家族でお願いいたします。
※15,000円を限度として利用者のためにお預かりする現金は「預り金取扱要綱」に従い厳正に管理し、収支を隔月でご家族に報告いたします。
- 持込み品 居室に入る範囲内で使い慣れた日常の物をお持ちください。
- 宗教 他の方のご迷惑にならない範囲であれば自由です。
- その他 喫煙は所定の場所をお願いいたします。

8. 緊急時の体制

お部屋・トイレ・浴室にはコールボタンがあります。玄関とエレベータには、徘徊防止システムを採用しています。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画にもとづき、避難訓練などをおこないます。
防火責任者には事業所管理者を充て、火元責任者には事業所のチームリーダーを充て、始業時・終業時には、火元危険防止のため自主的に点検をおこないます。
非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼します。点検の際は、防火管理者等が立ち

会います。非常災害用設備は常に有効に保持するように努めます。

火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。防火管理者は、従業員に対して防災教育、消防訓練を実施します。防災訓練を年12回実施します。

その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処します。

11. サービスについての意見・要望・苦情等

電話 042-300-3700（午前9：00～午後5：30）

担当 至誠ホームミンナ マネジメント

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

そのほか、至誠ホームには「至誠ホーム利用者相談委員会」が設置されており、意見・苦情の窓口対応をしております。また、区市町村等にも受付窓口があります。

(1) 至誠ホーム利用者相談委員会

電話 042-527-0374・FAX 042-527-2646

（午前10：00～午後4：00）

(2) 国分寺市 福祉保健部 高齢福祉課 介護保険係

電話 042-312-8637

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

電話 03-6238-0177

12. 高齢者虐待防止、身体拘束廃止・適正化の推進

ホームでは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り組みます。

- ① 高齢者虐待防止、身体拘束廃止・適正化の指針を整備します。
- ② 高齢者虐待防止、身体拘束廃止・適正化の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して、人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止等の研修を定期的に開催します。
- ④ 園長を高齢者虐待防止、身体拘束廃止・適正化の責任者とし、上記に取り組みます。

13. 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

～利用者スタッフ 信頼のルールと「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

<スタッフの立場から>

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
 2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
 3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる
- 信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

(2010年制定)

14. 当法人の概要

名称等 社会福祉法人 至誠学舎立川
代表者 理事長 稲永 勝行
本部所在地 〒190-0022 東京都立川市錦町6丁目28番15号
電話番号 042-527-0031 (代表)
定款の目的に定めた事業 1 第一種 社会福祉事業
2 第二種 社会福祉事業

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

年 月 日
事業者 社会福祉法人 至誠学舎立川
所在地 東京都国分寺市並木町3-12-2
名称 至誠ホーム ミンナ 高齢者グループホーム
説明者 印

私は、本書面により事業者から認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受け承しました。

年 月 日

利用者 住所
氏名 印

家族 住所
氏名 印(続柄:)

代理人・後見人等
住所
氏名 印